

届出・証明

窓口での本人確認のお願い

問 町民課

戸籍謄抄本、住民票の写しなどを請求する際に、本人確認を行っています。

●本人確認をする書類

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等官公署が発行した顔写真付きの本人であることが確認できる書類を原則とします。なお、資格確認書等、介護保険証、年金手帳、生活保護受給者証などの場合は、いずれか複数の提示が必要となる場合があります。

戸籍の届出

問 町民課

種類	届出期間	届出に必要なもの	届出人	注意事項
出生届	生まれた日を含め14日以内	・出生届書(出生証明書) ・母子健康手帳 ・保護者の資格確認書等および通帳	父・母	・届出は本籍地、出生地、届出人の住所地、所在地のいずれか
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	・死亡届書(死亡診断書)	親族・同居者等	・届出は死亡者の本籍地、死亡地、届出人の住所地、所在地のいずれか ・届出の際には葬儀の日時、場所、喪主名等をお知らせください ・国民健康保険および後期高齢者医療被保険者、国民年金加入者等は手続きが必要
婚姻届	届け出た日から効力が発生	・婚姻届書 ・届出人の本人確認書類	夫・妻	・届出は本籍地、住所地、所在地のいずれか ・未成年者は父母の同意が必要 ・成人2人の証人の署名が必要 ・届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)を提示 ・国民健康保険被保険者は手続きが必要
離婚届	届け出た日から効力が発生 裁判離婚は確定日から10日以内	・離婚届書 ・裁判離婚の場合は審判・判決書の謄本および確定証明書 ・届出人の本人確認書類	夫・妻	・届出は本籍地、住所地、所在地のいずれか ・未成年の子があるときは、親権者を定める ・協議離婚の場合は、成人2人の証人の署名が必要 ・国民健康保険被保険者は手続きが必要
転籍届	届け出た日から効力が発生	・転籍届書 ・届出人の本人確認書類	筆頭者と配偶者	・届出は本籍地、住所地、所在地、転籍地のいずれか



届出・証明

住民登録に関する届出

問 町民課

種類	届出期間	届出に必要なもの
転入届 (町外から引っ越してきたとき)	転入した日から14日以内	・転出証明書 ・マイナンバーカード
転出届 (町外へ引っ越すとき)	引っ越しが決まって住所を定める前または定めてから14日以内	・国民健康保険の資格確認書等(被保険者) ・後期高齢者医療の資格確認書等(被保険者) ・こども医療費受給資格証(受給者) ・ひとり親家庭等医療費受給者証(受給者) ・重度心身障害者医療費受給者証(受給者)
転居届 (町内で引っ越したとき)	転居した日から14日以内	・国民健康保険の資格確認書等(被保険者) ・後期高齢者医療の資格確認書等(被保険者) ・こども医療費受給資格証(受給者) ・ひとり親家庭等医療費受給者証(受給者) ・重度心身障害者医療費受給者証(受給者) ・マイナンバーカード
世帯変更届 (世帯の構成または世帯主に変更があった場合)	変更のあった日から14日以内	・国民健康保険の資格確認書等(被保険者)

印鑑登録

問 町民課

- ・印鑑登録は、満15歳以上の町に住民登録をしている人に限られます。
- ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)を提示してください。
- ・マイナンバーカードを所有している方は登録後、コンビニ等で印鑑登録証明書を取得できます。
- ・成年被後見人の印鑑登録を希望される場合はご相談ください。

種類	届出人	届出に必要なもの
印鑑登録申請	本人	・登録する印鑑
印鑑登録証明書	本人・代理人	・印鑑登録証(カード)
印鑑登録廃止	本人	・印鑑登録証(カード) ・印鑑(登録印鑑)
印鑑変更	本人	・廃止する印鑑 ・印鑑登録証(カード) ・登録する印鑑

※印鑑登録証(カード)紛失の場合は、再発行手数料500円がかかります。

証明手数料

問 町民課

種類	手数料	内容	注意事項	
戸籍謄本(戸籍全部事項証明)	450円	戸籍に記載されている人全部を写したもの	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍に記載されている人、その配偶者及び直系親族(本人等請求)以外の場合は委任状が必要。 ・戸籍、除籍、原戸籍謄本及び戸籍、除籍電子証明書提供用識別符号は、本人等請求で要件を満たす場合、本籍が町外でも申請できます。 	
戸籍抄本(戸籍個人事項証明)	450円	戸籍に記載されている人のうち一部を写したもの		
除籍・原戸籍謄本(全部事項証明を含む)	750円	除籍・原戸籍に記載されている人全部を写したもの		
除籍・原戸籍抄本(個人事項証明を含む)	750円	除籍・原戸籍に記載されている人のうち一部を写したもの		
戸籍電子証明書提供用識別符号	400円	行政手続きにおいて、戸籍の記録事項の証明情報を提供するために必要な符号を記したもの		
除籍電子証明書提供用識別符号	700円	行政手続きにおいて、除籍の記録事項の証明情報を提供するために必要な符号を記したもの		
戸籍附票の写し	200円	住所異動の記録を証明したもの ※町に本籍がない場合は交付できません		
戸籍届出の受理証明書	350円	戸籍に関する届出が受理されたことを証明したもの		・届出人が申請できます。
身分証明書	200円	禁治産、準禁治産、破産の宣告及び後見登記の通知がないことを証明したもの ※町に本籍がない場合は交付できません		・本人以外は委任状が必要。
独身証明書	200円	独身であることを証明したもの ※町に本籍がない場合は交付できません		
住民票の写し	200円	住民票に記載されていることを証明したもの	・同一世帯でない場合は、委任状が必要。	
住民票記載事項証明書	200円	住所、氏名、生年月日など住民票に記載された内容と相違ないことを証明したもの		
印鑑登録証明書	200円	印鑑が登録されているものであることを証明したもの	・印鑑登録証(カード)が必要。	

※マイナンバーカードを所有している方は、住民票・印鑑登録証明書に限り、コンビニ交付サービスが利用できます。

マイナンバーカード

問 町民課

マイナンバーカードはプラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真等が記載されています。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、マイナ保険証や証明書コンビニ交付サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等のサービスで利用できます。

●コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末(マルチコピー機)から「住民票の写し」と「印鑑証明書」を取得できます。

※利用できる人

長瀬町に住民登録をしており、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの人。
※通知カードではコンビニ交付を利用できません。

秩父地域パスポートセンター

長瀬町にお住まいの方は、秩父市役所内の秩父地域パスポートセンターで申請と受け取りができます。

●業務内容

一般旅券の新規発給申請、記載事項変更申請等、紛失一般旅券の届出及び一般旅券の交付

●問い合わせ

秩父市市民部パスポートセンター
〒368-8686 秩父市熊木町8番15号
電話 0494-22-2211 FAX 0494-23-4248



届出・証明